第七十七条の七第二項中「認定の更新の申請」を「規定による申請書の提出」に、「その」を「第一項の有効期間の」に改め、同項第一号中「認定の失効前」を「有効期間が満了する日以前」に改め、「一年以上」を削り、同項第二号中「認定の失効前」を「有効期間が満了する日以前」に改め、同条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

前項の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日前六月以内（以下この項において「更新申請期間」という。）に、船員手帳及び次項各号に掲げる要件のいずれかに適合することを証する書類を提示して、第二十二号の五書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。ただし、更新申請期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在することその他のやむを得ない事由により当該期間にその提出をすることができないときは、当該期間前にその提出をすることができる。

第七十七条の七第四項を次のように改める。

前項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間が満了する日の翌日（第二項ただし書の場合にあつては、従前の認定の有効期間の更新を受けた日）から起算するものとする。

第七十七条の七第五項中「第二項」を「第三項」に、「認定の」を「有効期間の」に、「当該」を「第七十七条の六第一項の」に改める。

第七十八条の二の三中「千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」を「条約」に改める。

第二号表第四号⑴中「ぎょう正」を「矯正」に、「両眼又は単眼で」を「船長、甲板部の職員及び甲板部航海当直部員にあつては両眼共に0.5号、無線部の職員にあつては両眼共に0.4号、その他の者にあつては両眼で」に改め、同表第五号中「部員」の下に「、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員」を加える。

第九号表第一号中「職務に」の下に「三月以上」を加え、同号並びに同表第二号及び第三号中「有すること」の下に「又は国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有するものとして告示で定める基準に適合すること」を加え、同表第四号を削り、同表に次のように加える。

四　乙種危険物等取扱責任者（石油・液体化学薬品）	次のいずれかに適合すること。 1　次の⑴及び⑵に適合すること。 ⑴　消火に関する訓練を修了し、かつ、石油タンカー又は液体化学薬品タンカーにおいて、申請日以前五年以内に、船長、一等航海士、運航士（四号職務）、機関長、一等機関士又は運航士（五号職務）の監督の下に危険物又は有害物の取扱いに関する作業を三月以上行つた経験を有すること。 ⑵　⑴に規定する経験の内容が国土交通大臣が告示で定める基準に適合すると船長が認めること。 2　申請日以前五年以内に、消火並びにタンカーの安全の確保及び海洋汚染の防止のための基本的な措置に関し国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。
五　乙種危険物等取扱責任者（液化ガス）	次のいずれかに適合すること。 1　次の⑴及び⑵に適合すること。 ⑴　消火に関する訓練を終了し、かつ、液化ガスタンカーにおいて、申請日以前五年以内に、前号1⑴に規定する経験を有すること。 ⑵　⑴に規定する経験の内容が国土交通大臣が告示で定める基準に適合すると船長が認めること。 2　申請日以前五年以内に、前号2に規定する講習の課程を修了したこと。

第十号表第四十一号を次のように改める。

四十一　油吸着材

第十六号書式第五表中「官庁記事」を「官庁記事　Note by Japanese government」に改め、同書式第六表から第十六表までを次のように改める。

（六）

雇入契約関係　The particulars for articles of agreement

船名 Name of Ship		総トン数 Gross tonnage	G/T
		主機の種類 Type of main propulsion machinery	
職務 Position		主機の出力 Power of main propulsion machinery	kW
船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner		航行区域又は従業制限及び従業区域 Navigation area or fishing restriction and fishing area	
船長氏名（印又は署名）Name of master (Seal or signature)		船舶の用途 Type of ship	
		年齢18年に達する日 Date when the age will reach 18 years old	
雇入期間 Period of the articles of agreement		（官庁受理印）(Official seal)	
雇入年月日及び雇入港 Date when and port where the articles of agreement was entered into			
備考 Remarks			

（七）

更新・変更（船名、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途、職務又は雇入期間） Renewal or change of the articles of agreement (name of ship, gross tonnage, type or power of main propulsion machinery, navigation area, fishing restriction, fishing area, type of ship, position, period of the articles of agreement)		（官庁受理印）(Official seal)
年月日及び新旧事項 Date and the particulars for renewal or change of the articles of agreement		
雇止年月日及び雇止港 Date when and port where the articles of agreement was terminated		（官庁受理印）(Official seal)
備考 Remarks		